地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案　参照条文

○　地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年四月二十八日法律第十八号）（抄）

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第五条の規定　公布の日

二　第一条及び附則第七条の規定　公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日